



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政改革推進課）…………… 1
- 沖縄県石油価格調整税条例の施行期日を定める規則（税務課）…………… 2
- 沖縄県石油価格調整税条例施行規則（税務課）…………… 2
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）…………… 17
- 沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（青少年・児童家庭課）… 27
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（青少年・児童家庭課）…………… 27
- 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）…………… 27
- 企業局事項**
- 沖縄県企業局の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規程…………… 30
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 31
- 沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 32
- 教育委員会事項**
- 沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する規則…………… 32
- 公安委員会事項**
- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 33
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 33
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 33
- 人事委員会事項**
- 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則…………… 36
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 37
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 38
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 39

## 規 則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 真 弘 多

### 沖縄県規則第10号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄

県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条(見出しを含む。)中「第2条の表22の項」を「第2条の表24の項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県石油価格調整税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第11号

##### 沖縄県石油価格調整税条例の施行期日を定める規則

沖縄県石油価格調整税条例(平成24年沖縄県条例第1号)の施行期日は、平成24年4月1日とする。ただし、同条例附則第3項の規定の施行期日は、公布の日とする。

沖縄県石油価格調整税条例施行規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第12号

##### 沖縄県石油価格調整税条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県石油価格調整税条例(平成24年沖縄県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(元売業者の指定)

**第2条** 知事は、条例第2条第2号の規定により元売業者を指定したときは、その者に対し、通知書によりこれを通知するものとする。その指定を取り消したときも、同様とする。

(欠減数量)

**第3条** 条例第5条に規定する貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で規則で定めるものは、揮発油の販売に係る数量に100分の1.5を乗じて得た数量とする。

(石油化学製品及び用途)

**第4条** 条例第8条第4項第2号に規定する規則で定める石油化学製品は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第47条各号に掲げる石油化学製品とする。

2 条例第8条第4項第2号に規定する規則で定める用途は、租税特別措置法施行令第47条各号に掲げる石油化学製品の製造のための当該各号に定める用途とする。

**第5条** 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定める石油化学製品は、前条第1項に規定する石油化学製品とする。

2 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定める用途は、前条第2項に規定する用途とする。

(輸出等を証する書類)

**第6条** 条例第9条第2項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる販売の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 条例第9条第1項第1号に掲げる販売 揮発油税法施行令(昭和32年政令第57号)第9条に規定する書類

(2) 条例第9条第1項第2号に掲げる販売 揮発油が県外移出のために船舶又は航空機に積み込まれたことを、当該揮発油を積み込んだ船舶の船長又は航空機の機長がその事実に基づいて証明した書類

(3) 条例第9条第1項第3号に掲げる販売 揮発油税法施行令第5条の2第2項に規定する書類

(4) 条例第9条第1項第4号に掲げる販売 既に石油価格調整税を課されたことを県税事務所等(沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)第2条第17号に掲げる県税事務所等をいう。)の長が証明した書類

(申告書に記載すべき事項)

**第7条** 条例第12条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 納税義務者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

- (2) 申告期限
- (3) 納付予定日
- (4) 揮発油の受払いの状況

2 条例第12条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 申告期限
- (3) 納付予定日

（販売業の開始の届出に記載すべき事項）

**第8条** 条例第14条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 主たる事務所又は事業所の所在地及び名称
- (3) 揮発油の販売業を行う事務所又は事業所の所在地及び名称
- (4) 設備の概要

（帳簿の記載事項）

**第9条** 元売業者は、その事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 製造又は受入れに係る揮発油の数量、製造又は受入れの年月日並びに受入先の住所及び氏名又は名称
- (2) 販売に係る揮発油の数量、販売年月日並びに販売先の住所及び氏名又は名称
- (3) 貯蔵している揮発油の数量

（文書の様式等）

**第10条** 条例及びこの規則の規定に基づく申告、申請、届出又は通知に係る申告書、申請書、届出書及び通知書の様式は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる文書の様式により行うものとする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定により準備行為として行う条例第14条の規定の例による届出に必要な届出書については、第10条の規定の例による。
- 3 この規則は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、同日までに課した、又は課すべきであった石油価格調整税については、なお従前の例による。

**別表（第10条関係）**

条例第6条第1項前段の規定による申告又は申請	石油価格調整税納税管理人（申告・申請）書（第1号様式）
条例第6条第1項前段の規定による申請に対する承認又は不承認の通知	石油価格調整税納税管理人（承認・不承認）通知書（第2号様式）
条例第6条第1項後段の規定による申告又は申請	石油価格調整税納税管理人変更（申告・申請）書（第3号様式）
条例第6条第1項後段の規定による申請に対する承認又は不承認の通知	石油価格調整税納税管理人変更（承認・不承認）通知書（第4号様式）
条例第6条第2項の規定による申請	石油価格調整税納税管理人不要認定申請書（第5号様式）
条例第6条第2項の規定による申請に対する認定の通知	石油価格調整税納税管理人不要認定通知書（第6号様式）
条例第6条第2項の規定による申請に対する却下の通知	石油価格調整税納税管理人不要認定申請却下通知書（第7号様式）

条例第12条第1項の申告書	石油価格調整税申告書・修正申告書（一般用）（第8号様式）
条例第12条第3項の申告書	石油価格調整税申告書・修正申告書（みなす課税用）（第9号様式）
条例第13条第1項の規定による申請	石油価格調整税還付申請書（第10号様式）
条例第14条第1項の届出書	石油価格調整税揮発油販売業開始届出書（第11号様式）
条例第14条第2項本文の届出書	石油価格調整税揮発油販売業変更届出書（第12号様式）
条例第14条第2項ただし書の届出書	石油価格調整税揮発油販売業廃止届出書（第13号様式）
条例第16条の通知書	石油価格調整税（更正・決定及び加算金決定）通知書（第14号様式）
第2条前段の規定による通知	石油価格調整税元売業者指定通知書（第15号様式）
第2条後段の規定による通知	石油価格調整税元売業者指定取消通知書（第16号様式）

第1号様式（第10条関係）

石油価格調整税納税管理人（申告・申請）書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿  
事 務 所 長

納税義務者

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

納税管理人

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

沖縄県石油価格調整税条例第6条第1項の規定により、納税管理人を（定めた・定めたい）ので、連署のうえ（申告・申請）します。

第2号様式（第10条関係）

石油価格調整税納税管理人（承認・不承認）通知書

第 号  
年 月 日

殿

県税事務所（事務所）長 印

年 月 日付で申請のあった納税管理人を定めることについては、（承認・不承認と）したので通知します。

不承認の理由

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、注1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第10条関係）

石油価格調整税納税管理人変更（申告・申請）書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿  
事 務 所 長

納税義務者

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

納税管理人

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

石油価格調整税に係る納税管理人について、次のとおり（変更した・変更したい）ので、沖縄県石油価格調整税条例第6条第1項の規定により（申告・申請）します。

変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由	

第4号様式（第10条関係）

石油価格調整税納税管理人変更（承認・不承認）通知書

第 号  
年 月 日

殿

県税事務所（事務所）長 印

年 月 日付けで申請のあった納税管理人の変更については、（承認・不承認と）したので通知します。

不承認の理由

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を經由して提出してください。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、注1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第10条関係）

石油価格調整税納税管理人不要認定申請書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 事務所長 殿

申請者

住所

氏名

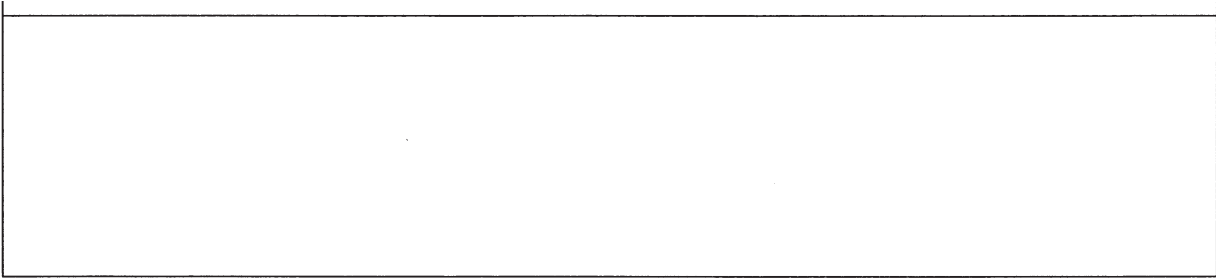
印

〔法人にあっては、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり、石油価格調整税の納付に係る事務処理について、納税管理人を定めなくても支障がなく、その認定を受けたいので、沖縄県石油価格調整税条例第6条第2項の規定により申請します。

石油価格調整税の納付に係る事務処理に支障がない理由



第6号様式 (第10条関係)

石油価格調整税納税管理人不要認定通知書

第 年 月 日 号

殿

県税事務所 (事務所) 長 印

年 月 日付けの石油価格調整税納税管理人不要認定申請については、納税管理人を定めることを要しないものと認定したので通知します。

第7号様式 (第10条関係)

石油価格調整税納税管理人不要認定申請却下通知書

第 年 月 日 号

殿

県税事務所 (事務所) 長 印

年 月 日付けの石油価格調整税納税管理人不要認定申請については、次の理由により却下したので、通知します。

理由



- 注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、注1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日  沖縄県  県税事務所（事務所）長 殿	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	印	
	住 所 (事務所等の所在地)		
	この申告に応答する者の 氏名及び電話番号	(電話番号 )	
年 月分石油価格調整税 申告書 (一般用) 修正申告書			
月中における揮発油の販売数量 (ア)		キロリットル	
課税対象とならない数量	条例第4条第1項の規定によって除外される揮発油の数量 (イ)	キロリットル	
	条例第9条第1項第1号の規定によって課税免除される揮発油の数量 (ウ)	キロリットル	
	条例第9条第1項第2号の規定によって課税免除される揮発油の数量 (エ)	キロリットル	
	条例第9条第1項第3号の規定によって課税免除される揮発油の数量 (オ)	キロリットル	
	条例第9条第1項第4号の規定によって課税免除される揮発油の数量 (カ)	キロリットル	
	その他 ( ) (キ)	キロリットル	
	小 計 (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)	(ク) キロリットル	
差引計 (ア)-(ク)	(ケ) キロリットル		
欠減数量 (ク)×1.5/100	(コ) キロリットル		
再差引量 (ケ)-(コ)	(サ) キロリットル		
条例第8条第1項第1号の規定によって課税される揮発油の数量	(シ) キロリットル		
課税標準量 (サ)+(シ)	(ス) キロリットル		
納付すべき石油価格調整税 (ス)×1,500円/キロリットル	(セ) 円		
この申告書 が修正申告 である場合	修正申告前の確定額	(ケ) 円	
	差引納付すべき税額 (ク)-(ケ)	(コ) 円	
申告期限	年 月 末日	納付予定日	年 月 日
添付書類 (イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ト)及び(ネ)の数量を証する書面		( 枚)	
揮発油の受払状況 (単位：キロリットル)			
月初日の在庫数量 (リ)		(ア)欄の数量 (ナ)	
月中の精製数量 (ク)		(シ)欄の数量 (ニ)	

月中の引受数量（元売業者から） (ア)		月中のブレンドに使用した数量（イ）	
月中の輸入数量又は県外からの移入数量 (ウ)		その他（ ）（ロ）	
月中のブレンド受入数量 (エ)		貯蔵中の増減 (ハ)	
月中の販売契約の解除による返還数量 (ニ)		差引数量 (イ)+(ロ)+(ア)+(ウ)+(エ)+(ハ)- (ニ)-(イ)-(ロ)±(ニ)±(ハ)	

第9号様式（第10条関係）

年 月 日  沖縄県  県税事務所（事務所）長 殿	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	印
	住 所 (事務所等の所在地)	
	この申告に回答する者の 氏名及び電話番号	(電話番号 )
年 月分石油価格調整税 申告書 (みなす課税用) 修正申告書		
条例第8条第1項第2号の規定によって課税される揮発油の数量	(ア)	キロリットル
条例第8条第1項第3号の規定によって課税される揮発油の数量	(イ)	キロリットル
条例第8条第1項第4号の規定に よって課税される揮発油の数量	消費又は譲渡した数量	(ウ) キロリットル
	条例第8条第4項第2号の消費数量	(エ) キロリットル
条例第8条第2項の規定によって課税される揮発油の数量	(オ)	キロリットル
条例第8条第3項の規定によって課税される揮発油の数量	(カ)	キロリットル
課税標準量 (ア)+(イ)+(ウ)-(エ)+(オ)+(カ)	(キ)	キロリットル
納付すべき石油価格調整税額 (キ)×1,500円/キロリットル	(ク)	円
この申告書 が修正申告 である場合	修正申告前の確定額	(ケ) 円
	差引納付すべき税額 (ク)-(ケ)	(コ) 円
申 告 期 限	年 月 日	
納 付 予 定 日	年 月 日	

第10号様式（第10条関係）

石油価格調整税還付申請書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿  
事 務 所 長

申請者

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

沖縄県石油価格調整税条例第13条第1項の規定により、次のとおり石油価格調整税の還付を申請します。

区 分	年度 月分	納 付 年 月 日	年 月 日
納 付 済 税 額	還 付 申 請 税 額		
課 税 標 準 量	税 額	課 税 標 準 量	税 額
キロリットル	円	キロリットル	円
揮 発 油 の 販 売 数 量 及 び 年 月 日	数 量	キロリットル	
	年 月 日	年 月 日	
販 売 契 約 解 除 の 理 由 及 び 年 月 日	理 由		
	年 月 日	年 月 日	
返 還 さ れ る 揮 発 油 の 数 量 及 び 返 還 年 月 日	数 量	キロリットル	
	年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類			

第11号様式 (第10条関係)

石油価格調整税揮発油販売業開始届出書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿  
事 務 所 長

届出者

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

沖縄県石油価格調整税条例第14条第1項の規定により、次のとおり揮発油販売業を開始するので届け出ます。

主たる事務所 又は事業所	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
揮発油の販売業を行う 事務所又は事業所	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
事業開始予定年月日		年 月 日
設備の概要		
この届出に応答する者の氏名及び電話番号	(電話番号 )	
備考		

第12号様式 (第10条関係)

石油価格調整税揮発油販売業変更届出書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿  
事務所長

届出者

住所

氏名

印

〔法人にあつては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

沖縄県石油価格調整税条例第14条第2項の規定により、次のとおり揮発油販売業開始に係る届出事項を変更したので届け出ます。

変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変更の理由		
変	更	年 月 日
この届出に応答する者の氏名及び電話番号		(電話番号 )
備	考	

第13号様式 (第10条関係)

石油価格調整税揮発油販売業廃止届出書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿  
事 務 所 長

届出者

住所

氏名

印

〔法人にあっては、事務所等の所在地、名称  
及び代表者の氏名〕

電話番号

沖縄県石油価格調整税条例第14条第2項の規定により、次のとおり揮発油販売業を廃止するので届け出

ます。

主たる事務所 又は事業所	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
揮発油の販売業を行う 事務所又は事業所	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
廃止の理由		
廃止予定年月日		年 月 日
この届出に応答する者の氏名及び電話番号		(電話番号 )
備考		

第14号様式（第10条関係）（表）

石油価格調整税（更正・決定及び加算金決定）通知書

第 号  
年 月 日

殿

県税事務所（事務所）長 印

地方税法の規定により、次のとおり（更正・決定）したので通知します。この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに納付書により沖縄県指定金融機関等に納付してください。

なお、不足税額については、申告期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3

パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合) )の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
課 税 標 準 量	キロリットル
石 油 価 格 調 整 税 額 (ア)	円
既に納付の確定している 石 油 価 格 調 整 税 額 (イ)	円
不 足 税 額 (ア)-(イ) (ウ)	円
過少申告・不申告加算金額 (エ)	円
重 加 算 金 額 (オ)	円
納 付 す べ き 額 計 (ウ)+(エ)+(オ)	円
指 定 納 期 限	年 月 日
備 考	教示については裏面をご覧ください。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、注1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第15号様式(第10条関係)

石油価格調整税元売業者指定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

沖縄県石油価格調整税条例第2条第2号に規定する元売業者に指定したので、沖縄県石油価格調整税条例施行規則第2条の規定により通知します。

主たる事務所 又は事業所	所在地	
	名称	
揮発油の販売業を行う 事務所又は事業所	所在地	
	名称	
指 定 年 月 日		年 月 日

注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、注1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第10条関係）

石油価格調整税元売業者指定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事 印

沖縄県石油価格調整税条例第2条第2号に規定する元売業者の指定を取り消したので、沖縄県石油価格調整税条例施行規則第2条の規定により通知します。

主たる事務所 又は事業所	所在地	
	名称	
揮発油の販売業を行う 事務所又は事業所	所在地	
	名称	
指 定 年 月 日		年 月 日
取 消 年 月 日		年 月 日
取 消 理 由		



注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、注1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第13号

#### 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年沖縄県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第2項第3号」を「第2条第2項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 条例第2条第4項の規則で定める補正書は、第1号様式の2によるものとする。

第5条第1項中「第4条」の次に「及び第20条」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

第6条第2項中「収支予算書」を「活動予算書」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

第8条第1項中「第29条第1項」を「第29条」に改め、同条第2項中「第29条第2項」を「第30条」に、「1通」を「副本1通を添えて」に改め、同項の表中3の項を削る。

第9条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条中「閲覧」の次に「又は謄写」を加える。

第20条中「第18条第2項」を「第26条第2項」に改め、同条を第28条とする。

第19条中「第18条第2項」を「第26条第2項」に改め、同条を第27条とする。

第18条中「第18条第2項」を「第26条第2項」に改め、同条を第26条とし、第17条の次に次の8条を加える。

（認定等申請書）

第18条 条例第17条及び第23条の規則で定める申請書は、第14号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号の書類については、副本1通を添えるものとする。

（認定更新申請書）

第19条 条例第18条の規則で定める申請書は、第15号様式によるものとする。

（定款変更提出書）

第20条 条例第19条第2項の規則で定める提出書は、第16号様式によるものとする。

（役員報酬規程等提出書）

第21条 条例第21条の規則で定める提出書は、第17号様式によるものとする。

2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。

（助成金支給実績提出書）

第22条 条例第21条第2項の規則で定める提出書は、第18号様式によるものとする。

2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。

（海外送金又は金銭持出提出書）

第23条 条例第21条第2項の規則で定める提出書は、第19号様式によるものとする。

2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。

（役員報酬規程等の公開）

第24条 条例第22条の規定による閲覧又は謄写については、第3条の規定を準用する。

(合併認定申請書)

第25条 条例第25条の規則で定める申請書は、第20号様式によるものとする。

第1号様式備考3(10)中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第2条関係)

補 正 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所又は居所  
代表者氏名 印  
電話番号

年 月 日に申請した [ 補正する書類の種類 ] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「1 補正の内容」には、変更しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 以下の書類において補正を行う場合には、補正後の書類各2部を添付すること。
  - (1) 定款(法第10条第1項第1号)
  - (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)
  - (3) 設立趣旨書(法第10条第1項第5号)
  - (4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
  - (5) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

第3号様式中「(第5条関係)」を「(第5条及び第20条関係)」に改め、同様式中「第23条第1項」を「第23条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))」に改め、「規定により、」の次に「変更後の役員名簿を添えて」を加え、同様式備考に次のように加える。

- 7 変更後の役員名簿については、2部を添付すること(ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部とする。))。

第4号様式備考3中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式備考4(3)中「設立後当該書類が作成されるまでの間は」の次に「法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び」を、「合併後当該書類が作成されるまでの間は」の次に「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び」を加え、「第35条第1項の財産目録」を「第35条第1項の財産目録)」に改め、「第26条第2項)」の次に「[2部]」を加え、同様式備考に次のように加える。

- 5 法第52条3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3及び4に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人は除く。）、法第44条第2項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類の写し及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに法第44条第2項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
- ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- (7) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (4) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- (9) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
- b 役員等との取引
- (5) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (6) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (8) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (10) 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものに限る。）を行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ウ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号及び第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する以下の書類の写し
- ア 助成金の支給の実績を記載した書類
- イ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合におけるその金額及び使途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類
- 第5号様式中「第25条第6項」の次に「（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「規定により、」の次に「当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて」を加え、同様式備考に次のように加える。
- 3 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）。
- 第8号様式中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に、「清算人が就職した」を「清算人が就任した」に改める。
- 第11号様式備考4(10)中「収支予算書」を「活動予算書」に改める。
- 第13号様式(裏)を次のように改める。

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項の規定により 特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

#### 特定非営利活動促進法抜粋

##### (報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物

件を検査させることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第13号様式の次に次の7様式を加える。

第14号様式（第18条関係）

認定（仮認定）申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号		
	フリガナ			
	申請者の名称			
	フリガナ			
	代表者氏名	印		
	設立年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値置基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 [ 自 年 月 日 ] [ 至 年 月 日 ]		
	認定（仮認定）取消の有無 (認定（仮認定）取消日)	有 ・ 無 ( 年 月 日 )		
事業年度	月 日～ 月 日			
特定非営利活動促進法 [ 第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定 第58条第1項に規定する仮認定特定非営利活動法人としての仮認定 ] を 受けたいので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職		
(その他の参考事項)				

備考

- 1 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間を実績判定期間とする。
- 2 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定している場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載すること。
- 3 申請書には「認定（仮認定）申請時の添付書類表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付すること。

第15号様式（第19条関係）

認定更新申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号		
	フリガナ 申請者の名称			
	フリガナ 代表者氏名	印		
	認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	パブリックサポートテスト要件  <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値置基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の 6月前の日	年 月 日		
	認定の有効期間の満了日の 3月前の日	年 月 日		
	事業年度	月 日～ 月 日		
特定非営利活動促進法第51条第3項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。				
（現に行っている事業の概要）				
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職		
（その他の参考事項）				

備考

- 1 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間という。」）に更新の申請をしなければならない。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすること

ができない場合は除く。)は、改めて認定の申請を行うこと。

2 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定している場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載すること。

3 申請書には「認定(仮認定)申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)」に掲げる書類を添付すること(既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除く。)

第16号様式(第20条関係)

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)定款変更提出書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号
	従たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号
	フリガナ 法人名	
	フリガナ 代表者氏名	印
	認定(仮認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

第17号様式(第21条関係)

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)役員報酬規程等提出書

年 月 日

--	--	--

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号		
	フリガナ			
	名称			
	フリガナ			
	代表者氏名	印		
認定の有効期間		事業年度		
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日		
特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。				
1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	(5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	チェック欄	
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）		(6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日		
(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		3 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
(2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項				
(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等との取引			認定基準チェック表（第3表）  「役員 の 状況」第3表付表1  監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2	
(4) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員 の 配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計			認定基準チェック表（第4表） 認定基準チェック表（第5表） 認定基準チェック表（第7表） 欠格事由チェック表	

額が20万円以上であるものに限  
る。)の氏名並びにその寄附金の  
額及び受領年月日

第18号様式 (第22条関係)

認定特定非営利活動法人 (仮認定特定非  
営利活動法人) 助成金支給実績提出書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	代表者氏名	印
	認定年月日	年 月 日
認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項 (同法第62条において準用する場  
合を含む。)に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

第19号様式 (第23条関係)

認定特定非営利活動法人 (仮認定特定非営  
利活動法人) 海外送金又は金銭持出提出書

年 月 日

--	--	--



沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	代表者氏名	印
	認定年月日	年 月 日
認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

海外へ200万円の [送金] を [行うことになった] ので、特定非営利活動促進法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。  
[金銭の持出し] [行った]

金額	使途	予定日（実施日）
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

第20号様式（第25条関係）

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号
	フリガナ	

	申請者の名称		
	フリガナ		
	代表者氏名	印	
	認定（仮認定） 年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値置基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	認定（仮認定） の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	事業年度	月 日～ 月 日	
		<input type="checkbox"/> 法第63条第2項申請	
特定非営利活動促進法第63条 [ 第1項・第2項 ] の合併の認定を受けたいので、申請します。			
法人名	主たる事務所所在地	現に行っている事業の概要	
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話番号 FAX番号		
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話番号 FAX番号		
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話番号 FAX番号		
(その他の参考事項)			

備考

- 1 この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出すること。
- 2 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業

年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間とする。

- 3 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更等を予定している場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載すること。
- 4 合併によって消滅する法人が複数ある場合には、欄を追加し、記載すること。
- 5 申請書には「合併の認定申請書の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付すること。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

---

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第14号

##### 沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則（平成19年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準」を「要件」に改める。

第1条中「沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成19年沖縄県条例第11号）」を「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）」に改める。

第6条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設定及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設定及び運営に関する基準」に改める。

別表第1の1中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

---

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第15号

##### 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成19年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4号様式の添付書類1中「法第3条第1項各号又は第2項各号」を「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）第4条各号又は第5条各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

---

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第16号

##### 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県屋外広告物条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「法定代理人」の次に「（法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第23条第1項中「事項を」の次に「県公報で」を加える。

第26条中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第29条第1項第1号中「氏名又は名称」を「商号、名称又は氏名」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

第29条第3項中「第2項の帳簿」を「第1項の帳簿（前項の規定により記録が行なわれた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。以下同じ。）」に改め、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改める。

第30条第1項中「第27号様式」を「第26号様式」に改める。

第31条中「第28号様式」を「第27号様式」に改める。

第15号様式中「、名称」を「、商号又は名称」に、

「

住 所
-----

」を「

住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕
----------------------------

」に、

3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職氏名	職	フリガナ 氏 名		
4 未成年である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日		
	住 所	郵便番号（ - ）  電話番号（ ） -		
5 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体	登録年月日	登録番号	

「

3 法人である場合の役員（業務を執行す	職 名	フリガナ 氏 名
---------------------	-----	-------------

」

る社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。 )の職名及び氏名			
4 未成年である場合の法定代理人の氏名、生年月日及び住所	フリガナ 氏名及び 生年月日 (法人にあつては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日)	生年月日 年 月 日  住 所 (法人にあつては 主たる事務所の 所在地) 郵便番号 ( - )  電話番号 ( ) -	
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
6 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体	登録年月日	登録番号

に

改め、同様式備考中「いずれか」を「それぞれ」に改める。

第16号様式中「法定代理人」の次に「(法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。)」を加える。

第17号様式中 「法人の役員  
本 人  
法定代理人」を 「法人の役員  
本 人  
法定代理人  
法定代理人(法人)の役員」に、現住所を

「住 所  
(法人にあつては主た  
る事務所の所在地)」に改め、同様式備考中「法定代理人」については、該当」を「法定代理人

法定代理人(法人)の役員」については、いずれか該当」に改める。

「」

第18号様式中「、名称」を「、商号又は名称」に、

住 所
-----

「  

住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	に改める。
----------------------------	-------

」

第20号様式中「、名称」を「、商号又は名称」に、

「  

フリガナ 氏 名 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別 1 法人      2 個人	を
住 所	郵便番号 (    —    )  電話番号 (    )    —	

」

「  

フリガナ 氏名及び生年月日 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日                      年      月      日 法人・個人の別              1 法人      2 個人	に改
住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (    —    )  電話番号 (    )    —	

」

め、同様式備考中「該当」を「それぞれ該当」に改める。

第26号様式を削る。

第27号様式を第26号様式とし、第28号様式を第27号様式とする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県屋外広告物条例施行規則の規定によりなされた登録の申請その他の手続は、改正後の沖縄県屋外広告物条例施行規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

**企 業 局 事 項**

**沖縄県企業局管理規程第1号**

沖縄県企業局の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 仲 田 文 昭

沖縄県企業局の技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年沖縄県条例第38号。以下「条例」という。）第3条第6号及び第4条第4号の規定に基づき、技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術上の監督業務を行う者の資格)

**第2条** 条例第3条第6号に規定する企業管理規程で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号又は第2号に規定する学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては1年以上、同条第2号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、条例第3条第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ同条各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同条各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

**第3条** 条例第4条第4号に規定する企業管理規程で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 外国の学校において、条例第4条第2号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ条例第3条各号に規定する学校において取得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同条各号で規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 外国の学校において、第1号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ条例第3条各号に規定する学校において取得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ第1号で規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第8条中「第11条」を「第12条」に改める。

第9条中「第12条ただし書」を「第13条ただし書」に改める。

第10条中「第13条」を「第14条」に改める。

別表第1中「第10条第2項」を「第11条第2項」に、「第10条第3項」を「第11条第3項」に、

1	7対1入院基本料を算定する場合	2,446円	を
2	10対1入院基本料を算定する場合	2,047円	
3	後期高齢者特定入院基本料を算定する場合	1,459円	
4	特別入院基本料を算定する場合	903円	
5	特別後期高齢者特定入院基本料を算定する場合	1,249円	

「  
 点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の105を乗じて得た額  
 」  
 に改める。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第4号**

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

沖縄県病院事業管理者  
 病院事業局長 伊 江 朝 次

**沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表沖縄県立精和病院の項中「神経内科」を「心療内科」に改める。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 事 項**

沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県教育委員会  
 委員長 安 次 嶺 馨

**沖縄県教育委員会規則第3号**

**沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する規則**

沖縄県立図書館協議会規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）第4号第4項」を「沖縄県立図書館協議会設置条例（平成24年沖縄県条例第45号）第5条」に、「図書館協議会」を「沖縄県立図書館協議会」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条第4項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第3条とする。

第6条を第4条とする。

第7条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

第9条中「議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める」を「協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める」に改め、同条を第7条とする。



**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

---

**公 安 委 員 会 事 項**

---

**沖縄県公安委員会規則第1号**

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県公安委員会

**沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 警察職員の公務災害補償に関すること。

第17条中第15号を第19号とし、第11号から第14号までを4号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の4号を加える。

(11) サイバー犯罪に係る総合対策の企画、調整及び支援に関すること。

(12) 高度な情報技術を利用した犯罪の取締りに関すること。

(13) 前号に掲げるもののほか、情報技術を利用した犯罪の取締りに伴う支援に関すること。

(14) 不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。

第19条に次の1号を加える。

(9) 国際捜査共助及び国際犯罪に関すること。

第20条第1項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第48条第2項中「警察官」の次に「又はこれに相当する警察官以外の職員」を加える。

**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

---

**沖縄県公安委員会規則第2号**

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県公安委員会

**沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「213人」を「214人」に改め、同条第3号中「24人」を「23人」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

---

**沖縄県公安委員会規則第3号**

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月30日

沖縄県公安委員会

**沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項中「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付申請書（申請・再）」に改め、同項に後段として次のように加える。

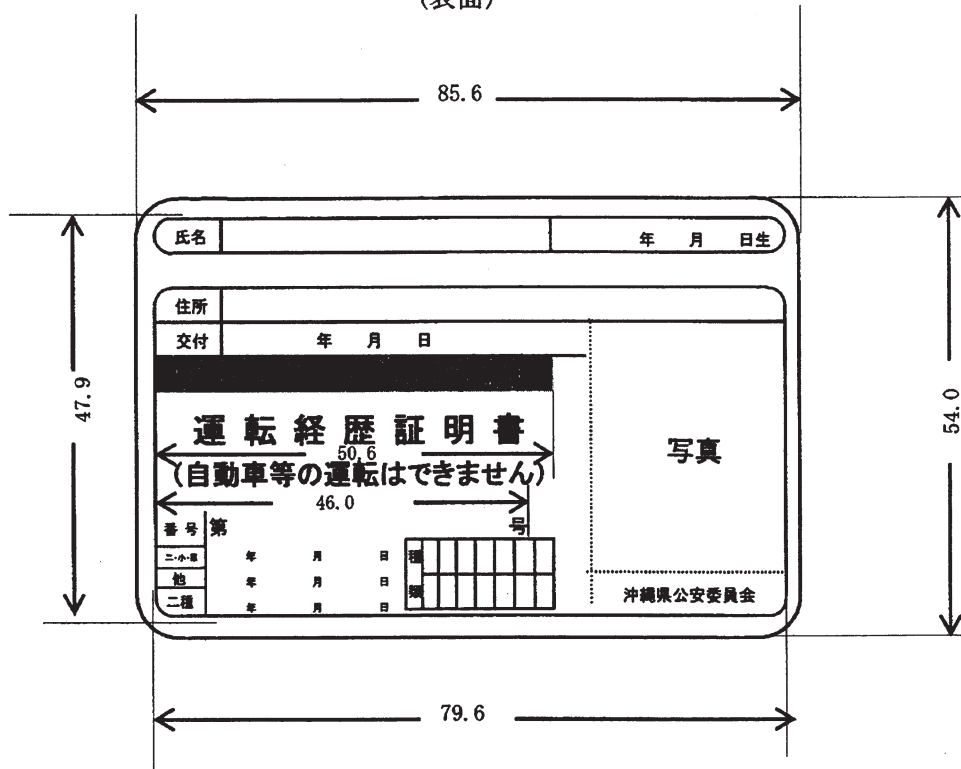
この場合において、申請用写真の添付は不要とする。

第19条の2に次の2項を加える。

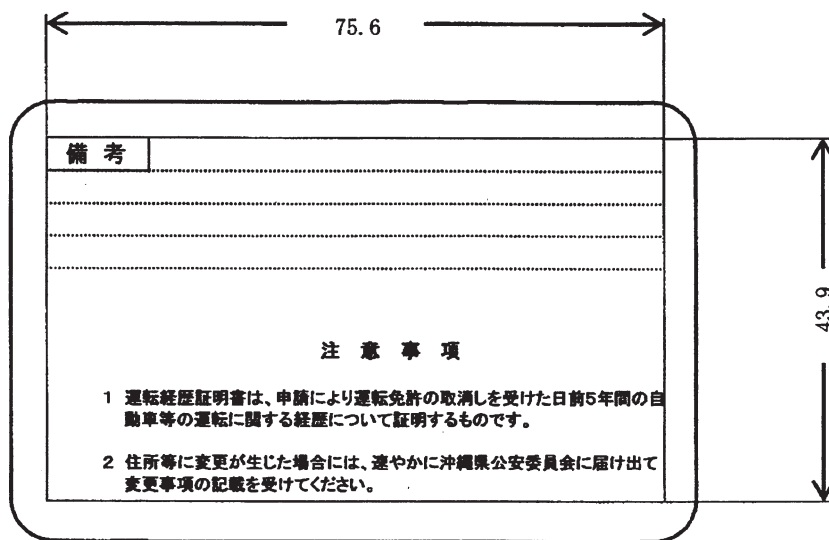
- 3 運転経歴証明書の交付又は再交付を受けた者は、運転経歴証明書の記載事項に変更を生じたときは、運転経歴証明書記載事項変更届（県内用）（様式第15号の3）又は運転経歴証明書記載事項変更届（県外転入用）（様式第15号の4）により速やかに公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 4 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、運転経歴証明書交付申請書（申請・再）により運転経歴証明書の再交付を申請することができる。様式第15号中「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付申請書（申請・再）」に改める。様式第15号の2を次のように改める。

様式第15号の2（第19条の2関係）

(表面)



(裏面)



- 備考1 表側は白色のプラスチック板を、裏側には薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、<sup>けん</sup>牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、<sup>けん</sup>牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 交付欄の下欄は、銀色とする。
- 4 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第15号の2の次に次の2様式を加える。

様式第15号の3 (第19条の2関係)

運転経歴証明書記載事項変更届 (県内用)					
沖縄県公安委員会 殿  変更箇所のみ記入してください。					
				申請日	平成 年 月 日
				届出者氏名	
				連絡先	自宅・携帯・その他
変更する事項	フリガナ		性別		生年月日
	新氏名		男	女	大・昭・平 年 月 日
	新本籍				
	新住所				
現在の運転経歴証	フリガナ		性別		生年月日
	新氏名		男	女	大・昭・平 年 月 日
	新本籍				
	新住所				
	経歴証番号				
受 理 署		警察署			

様式第15号の4 (第19条の2関係)

運転経歴証明書記載事項変更届 (県外転入用)				
沖縄県公安委員会 殿				
変更箇所のみ記入してください。				
		申請日	平成 年 月 日	
		届出者氏名		
		連絡先		
		自宅・携帯・その他		
変更 する 事項	フリガナ	性別		生年月日
	新氏名	男	女	大・昭・平 年 月 日
	新本籍			
	新住所			
現 在 の 運 転 経 歴 証	フリガナ	性別		生年月日
	新氏名	男	女	大・昭・平 年 月 日
	新本籍			
	新住所			
	経歴証番号			
受 理 署	警察署	照会番号		

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第4号**

**東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成24年沖縄県条例第5号。以下「条例」という。)第1条の規定に基づき、東日本大震災に対処するため特

定の区域において特定の作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(東日本大震災関連作業手当)

**第2条** 条例第1条第1項の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内の区域
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（前2号に掲げるものを除く。）

2 条例第1条第1項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 前項第1号に掲げる区域において行う作業
- (2) 前項第2号に掲げる区域において行う作業
- (3) 前項第3号に掲げる区域において行う作業

3 条例第1条第2項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 20,000円
- (2) 前項第1号の作業のうち免震重要棟内において行うもの 5,000円
- (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
- (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円
- (5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
- (6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

4 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のとときにあっては当該手当のいずれか1の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか1の手当）以外の手当は支給しない。

5 第3項第3号又は第5号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る東日本大震災関連作業手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

(補則)

**第3条** 条例第1条に規定する東日本大震災関連作業手当の支給については、特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）に規定する特殊勤務手当の支給の例による。

2 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、平成23年5月8日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第5号**

**初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「8年」を「10年」に改める。

「円」 「円」

別表中	8,000	を	30,000	に改める。
	7,000		27,000	
	6,000		24,000	
	5,000		21,000	
	4,000		18,000	
	3,000		15,000	
	2,000		12,000	
	1,000		9,000	
			6,000	
			3,000	

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第6号**

**へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則**

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（へき地学校等）」に改め、同条中「へき地学校は別表第1」を「へき地学校等は別表」に改める。

第3条を削る。

第4条中「別表第1」を「別表」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「第4条」を「第3条」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表第1中	伊是名村字仲田	伊是名中学校	を
	うるま市与那城伊計	伊計小学校	
	うるま市与那城伊計	伊計中学校	
	うるま市勝連津堅	津堅小学校	
	うるま市勝連津堅	津堅中学校	
うるま市与那城宮城	宮城小学校		

うるま市与那城宮城	宮城中学校	1
うるま市与那城桃原	桃原小学校	

伊是名村字仲田	伊是名中学校	2
うるま市勝連津堅	津堅小学校	
うるま市勝連津堅	津堅中学校	

に改め、同表を別表とす

る。

別表第2を削る。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

**沖縄県人事委員会規則第7号**

**特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 条例第9条第2項第2号の人事委員会規則で定める職員は、班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の可否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員とする。

第11条中「銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業」を「次に掲げる作業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業
- (2) 銃器使用のおそれがあると認められる暴力団その他人事委員会が定めるものからの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業

第12条の次に次の1条を加える。

（実習船指導手当）

**第12条の2** 条例第20条第1項の人事委員会規則で定めるものは、第8条第1項第6号に規定する実習船とする。

- 2 条例第20条第2項第1号の人事委員会規則で定める区域は、農林水産省に勤務する船員等に対する旅費支給規程（昭和30年農林省訓令第10号）第4条第1項の規定による第2区、第3区及び第4区とする。
- 3 条例第20条第2項第1号の人事委員会規則で定める職員は、通信長、航海士、機関士、通信士及び各長とする。
- 4 条例第20条第2項第4号の人事委員会規則で定める実習は、沖縄本島における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習とする。
- 5 条例第20条第3項第2号の人事委員会規則で定める実習は、沖縄本島における実習とする。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8